

理 由

- 1 本件措置請求は、生田緑地内のベンチ、椅子類、水飲み場、レストハウス等のテーブル、噴水池の周囲の敷石、案内板などの老朽、汚損等が著しく、快適な使用が不可能であり、また、日本民家園、青少年科学館及び伝統工芸館については、維持・管理に関して意欲等が低下し、特に火災災害等に関して鈍感であり、これらの現状は諸施設の設置目的を適正かつ十分に果たさず、財務上の多大な損失が生じているとして、これは職員の長期間にわたる維持・管理、運営についての責任の放棄、怠慢、不作為等により引き起こされたものであるので、財産の管理を怠る事実を改めるために必要な措置を求めたものと解される。
- 2 法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な行為等によって当該地方公共団体が損害を被ることを防止するために、当該地方公共団体の住民に対し、違法又は不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。
- 3 適正な住民監査請求となり得るためには、請求内容が法の求める一定の要件を備えていなければならないが、本件措置請求については、次の点において、要件を欠いているものである。
 - (1) 公の施設である公園とその諸施設の管理については、公の施設設置者としての行政上の管理と公の施設所有者としての財産的な管理が考えられ、両者は實際上重なり合う部分があるが、住民監査請求の対象となる財産の管理とは、「公有財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為」とされていて（最高裁判所平成2年4月12日判決）、公有財産を一定の公の目的を実現するために支障のない状態に維持する公物管理行為すなわち行政上の管理は含まれない。

本件措置請求に添付された事実を証明する書面からは、ベンチ等の機能の低下又は喪失がうかがわれるところではあるが、そのことが直ちに生田緑地について、財務会計上影響を及ぼす財産的価値を低下させることにはならない。

したがって、本件措置請求において示された生田緑地や教育委員会所管の諸施設の管理についての作為又は不作為は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないと解すべきである。

(2) 本件措置請求においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条から第35条の服務規定に背くとともに、財産について常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならないと規定している地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条に違反しているとしている。しかしながら、いずれの規定も基本的指針であり、当該規定から直ちに個別具体的な財務会計上の作為義務が発生するものではない。また、本件措置請求においては維持・管理等についての不作為があると指摘しているのみであり、現状に至った直接の原因となる個別具体的な作為義務違反は示されていない。

(3) 住民監査請求においては、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならないとされている（最高裁判所平成6年9月8日判決）とおり、職員等の行為又は怠る事実の結果、本市に具体的損害が発生していなければならないものであり、細部に至るまでの具体性はともかくも、少なくとも、一定の合理性に基づく算定根拠の明示は必要である。長期にわたり修繕、交換を行わなかったことによるベンチ等の経年劣化ないし自然朽廃があるとしても、そのことによって本市に財務会計上具体的損害が発生しているとはいえず、また、請求人も、財務上の多大な損失を与え、その損害は甚大であると述べているのみで、具体的な損害額を示していない。

4 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、

これを却下すべきものと判断した。

ただし、事実を証明する書面の写真を見る限り、生田緑地内の諸施設の一部においては、市民が快適には利用できない状況にあると思料され、公園行政上の問題にはなり得るところである。

この点、市当局は、「生田緑地の再編整備について」を発表して（川崎市役所ホームページに掲載）、生田緑地の維持管理に取り組んでおり、監査委員としては、今後、市当局の取組状況を注視していきたいと考えていることを付記する。